「鴨島東中学校施設の利活用に関するアンケート」にご協力ください

現在の鴨島東中学校施設のうち、体育館・武道場・テニスコートについては、令和９年４月に誕生する鴨島中学校の学校施設として当面の間は引き続き利用し、空いている時間帯は地域の皆さんへの貸出を行うよう予定しています。

一方で、校舎・グラウンドの利活用については、その方向性について現在検討中です。

施設の有効な利活用のため、市民の皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、アンケートにご協力ください。

実施期間　11月11日(水)～12月18日(金)
回答方法　二次元コードを読み取り、回答フォームに入力してください。

アンケート回答フォーム

７月８日から８月６日にかけて実施しました「市立小中学校のあり方についてのアンケート」に多くのご回答をいただきありがとうございました。

下記のリンク先に集計結果を掲載しておりますので、ご参照ください。

いただいたご意見を参考にしながら、小中学校の将来像について検討してまいります。

アンケート集計結果

●問い合わせ　**教育総務課**　☎22-2272　FAX22-2270

吉野川市トライアル・サウンディングを実施しています

～ 今だけ使用料無料 !!　吉野川市役所イベント広場をお試し利用してみませんか ～

吉野川市役所イベント広場において、試験的な利用を希望する事業者から自由な発想による利用提案事業を募集し、一定期間、実際に暫定利用していただき、モニタリングなどを行うことにより、施設利用の可能性を調査する取組です。

詳細については、市ホームページをご覧ください

市ホームページ二次元コード

暫定利用期間　～令和９年９月30日まで
利用可能時間　午前９時から午後８時まで（準備、撤去・清掃を含む）
書類申請期限　利用希望日の２週間までに申請書などを提出してください。

●問い合わせ　**財務課**　☎22-2221　FAX22-2244

不用となった公有財産（物品）を市民向け一般競争入札で売却します

本市では、不用となった公有財産（物品）を、吉野川市民の方が対象の一般競争入札で売り払います。

参加方法や売却物件などは右記二次元コードから確認してください。

市ホームページ二次元コード

●問い合わせ　**財務課**　☎22-2221　FAX22-2244

障がい者虐待に気づいたら速やかに通報を！



障害者虐待防止法では、虐待に気づいた人は通報することが義務付けられています。
通報した人が特定されないように、秘密は法律により堅く守られます。

身体的虐待
殴る、蹴る、熱湯をかけるなど暴力によって痛みを与える行為

性的虐待
性的行為の強要、わいせつな言葉を発するなどの行為

放棄・放任（ネグレクト）
適切な食事を与えない、病気やけがをしても受診させないなどの行為

心理的虐待
言葉による脅し、無視、侮辱する言葉を浴びせるなどの行為

経済的虐待
日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の同意なしに年金などを管理して渡さないなどの行為

●問い合わせ・連絡先　平日 午前８時30分～午後５時15分
障がい者虐待防止センター（社会福祉課内）　☎22-2263　FAX22-2260
平日夜間（午後５時15分～翌午前８時30分）土・日・祝日・年末年始
障害者支援施設 野菊の里　☎24-6168　FAX24-6144

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進月間」です



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待の現状

令和７年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数（速報値）は1,215件で過去最多となりました。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

虐待の定義

身体的虐待
殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる　など

性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする　など

ネグレクト（養育の拒否）
食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない　など

心理的虐待
言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）　など

気になることがあったら「通告」してください。

児童相談所虐待対応ダイヤル　いち はや く　189

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気付き守ることができるのは、あなたかもしれません。

相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル 189

- 中央こども女性相談センター　☎(088)622-2205
- こども家庭センター　☎22-2267
- 阿波吉野川警察署　☎25-6110

親子のための**相談LINE**とは？

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。

サービス内容の詳細はこちら

匿名可能　匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。
秘密厳守　相談内容の秘密は守られます。

友だち登録はこちら

●問い合わせ　**こども家庭センター**　☎22-2267　FAX22-2245